奈良学園中学校
「いじめ重大事態に関する第三者調査委員会」

報　　告　　書

（　公　表　版　）

令和３年３月

奈良学園中学校「いじめ重大事態に関する第三者調査委員会」

目　　次

はじめに …… 1

第１章　調査委員会の活動概要 …… 2

第１節　調査の開始に至った経緯 …… 2

第２節　調査委員会の調査目的、設置根拠 …… 2

第３節　調査委員会の活動経過 …… 2

第２章　本事案の背景となる事実 …… 3

第１節　当該校について …… 3

第２節　当該生徒が当該校に入学するまでの状況 …… 3

第３節　部活動の現状 …… 3

第３章　本事案の事実経過 …… 4

第１節　平成３０年１２月以降（当該生徒が不登校にいたる経緯） …… 4

第２節　令和元年８月以降 …… 5

第４章　いじめの認定 …… １５

第１節　「いじめ」とは（いじめの定義） …… １５

第２節　当委員会が認定した当該生徒に対する嫌がらせの事実と
「いじめ」該当性の有無 …… １６

第５章　考察 …… ２４

第１節　心理学的・精神医学的視点および動物行動学的視点から …… ２４

第２節　本事案における学校の対応について …… ２５

第６章　おわりに～いじめ再発防止のための提言～ …… ２８
第１節　教職員の皆さんへ …… ２８
第２節　保護者の皆さんへ …… ３０
第３節　生徒の皆さんへ …… ３０

はじめに

「いじめは、人を殺す」といわれている。

この間、全国各地で「いじめ被害」にあった子どもが生きる展望を見出し得ず、自らの命を断ってしまうことが、幾度となく繰り返し報道されてきた。今、私たちにはそれが、遠く離れた見知らぬ土地で起こったことと片づけられないほど、身近に起きている状況にある。「いじめは、いつでも、どこでも、起こりうる、ものであること」は、残念ながら事実であり、ここに現代の世相が反映されている。こうした世相に対して、他人ごとではすまされない事態が、学校法人奈良学園奈良学園中学校でも起こっている。

当該校における部活動の中で、「いじめ事件」が発生した。この「いじめ事件」について、令和２年６月２１日、奈良学園中学校「いじめ重大事態に関する第三者調査委員会」が組織され、調査することになった。

その詳細については、報告書に記載しているが、本書は報告書の公表版である。個人情報に配慮した上で、事件全体の全容とその問題点を理解して頂けるように、極力最小限の表現で、まとめたものである。報告書では、何よりも「第三者」という立場で、「公平」「中立」の視点を大切にし、自らの調査の規準を明確に位置づけたことであった。そのために、被害生徒、及びその保護者からの聴き取りはもちろんのこと、被害生徒をよく知る同級生からの聴き取り、いじめたとされる加害生徒、その保護者からの聴き取りを合わせると、莫大な量の真相究明のための調査を粛々と行ってきたが、それを要約したものがこの公表版である。個人が特定されることのないように、配慮していることの趣旨は、ご理解いただきたい。

この報告書の趣旨を活かしていただいて、当該校から「いじめ事件」が、二度と起こることのないようにすることが、何よりも大切な使命だと思う。この世の中から「いじめ事象」が一掃され、お互いが尊重し合えるような社会を創造し、学齢期にある子どもたちへの教育を作り上げたいと念願し、本報告書（公表版）をお届けする。

公表版は事件の推移の本質を曲げない限りにおいて、報告書原本を要約したものである。

奈良学園中学校「いじめ重大事態に関する第三者調査委員会」

第１章　調査委員会の活動概要

第１節　調査の開始に至った経緯

令和２年２月７日、学校法人奈良学園奈良学園中学校（以下、「当該校」という。）の生徒（以下、「当該生徒」という。）の親権者（以下、「親権者母」という。）の代理人の弁護士（複数）より、当該校に対し、当該生徒を被害者とするいじめ事案（以下、「本事案」という。）に対する調査の依頼があった。これを受けて当該校の理事長が「いじめ重大事態に関する第三者調査委員会」を設置することを決定した。

第２節　調査委員会の調査目的、設置根拠

当委員会は令和２年６月２１日に第１回目が行われ、令和３年３月２１日までに、計１４回行われている。

当委員会では、調査方法は基本的に聴き取りとし、委員会で議論しながら、今回いじめの事実を調査し、その経緯を明確にするとともに明らかになった事実に基づいて再発防止策・提言をまとめるという方針で、委員会と聴き取り調査が行われた。

第３節　調査委員会の活動経過

１　調査委員会日程

第１回　調査委員会　　令和２年６月２１日

（中略）

第 14 回　調査委員会　　令和３年３月２１日

２　聴き取り調査

当委員会は、次の通りの聴き取りを行った。なお、聴き取りに際しては、保護者同席の場合や、親権者母代理人弁護士同席の場合もあった。

（１）　学校関係者からの聴き取り調査

（対象者 10 名；ここでは氏名省略）

（２）　生徒及び保護者からの聴き取り調査

（対象者 20 名；ここでは氏名省略）

第２章　本事案の背景となる事実

第１節　当該校について

奈良学園中学校・高等学校は、学校法人奈良学園が設置する中高一貫教育の中学校・高等学校である。昭和５４年に男子校として設立され、平成１２年度から男女共学となった。同１８年度に、難関大学進学を目指す特進コースと医学部を目指す医進コースからなるコース制を導入し、翌１９年度には高等学校から入学する生徒のための理数コースも開設した。

中学１・２年では、特進・医進コースとも同じクラスで同一カリキュラムのもとに学び、中学３年よりカリキュラムが別になる。１学年は４クラスで、およその生徒数は特進コース１２５名、医進コース３５名である。もともと男子校だったこともあり、学年によって差はあるが全体的に男子の方が女子より人数が多い。

部活動は、運動部１２部、文化部１４部があり、教育方針として、教科学習だけではなく、生徒主体の学校行事などの特別活動や部活動も大切にしている。

第２節　当該生徒が当該校に入学するまでの状況

当該生徒の両親は当該生徒の性格について、「正義感があるが、言っても仕方がないと我慢して、怒るよりも自分で処理するタイプ」であると語っている。小４から始めた英語が楽しく、小６で英検準２級を取得している。中学は私立受験をすることを予定していて、いくつか説明会に参加した中で、教育方針が気に入り当該校（医進コース）を選択した。中学入学後は朝早くから登校し、他生徒に学習を教えるなど、勉学に意欲的に取り組んでいた。当委員会の聴き取り調査において、他生徒から「真面目」「みなが面倒臭くてやらないことを先にやってくれる」「1つのことをやり遂げる」などの発言が聞かれている。

第３節　部活動の現状

当該生徒が当該校に入学した後に入部した運動系のクラブ（以下、「当該部」という。）は、もともと少人数であったのだが、当該生徒が入学した年度頃から人数が増えつつあった。顧問は複数名いるが、主顧問である教諭がほぼ一人で指導に当たっていた。

練習は、女子部員の人数が少ないこと、指導に当たる顧問がほぼ一人であることなどから、

男女混合で行っていた。中高一緒に練習していた時もあったようだが、当該生徒が入部した頃は、人数が増えてきたこともあり、中学生と高校生で分かれて練習を行っていた。１学期は中１～中３が一緒に練習し、８月終わりより中３は高校生と一緒に練習するようになっていた。練習メニューは、顧問不在時には上級生の生徒（主に部長）が決めていた。特に当該生徒が中２年時には、主顧問教諭が直接指導に来る時間は少なくなっていたようである。教諭が高３の担任を受け持っていたためと生徒たちは認識していた。部活動の中で、試合に出るメンバーを決めるためのランキング戦が行われることがあったが、これも男女混合で行われていた。

当該生徒の学年は、複数の生徒の練習態度が１年時より不真面目であり、このことは上級生から顧問教諭にも時折情報が入っていた。当該生徒は彼らに注意をする側の部員の一人であった。当該生徒と練習態度が不真面目な生徒たちとの関係がうまくいっていないことについて主顧問教諭は認識していた。彼らの不真面目な態度は主顧問不在時に見られ、主顧問教諭は直接目にした時は直接注意を行い、他部員から情報を得た時には全体に向けて注意喚起を行っていた。応援態度の悪さから、試合に一部の生徒を出場させないという措置を行ったこともあった。

しかし、普段の活動の中では、全体として上級生による指導に委ねられていた部分が大きかったと推察される。当委員会の聴き取り調査の中では、複数の顧問間で部員の活動態度に対する指導について連携が取られていたという報告はなかった。

また、当該部では、少なくともこれまでに３度、スマートフォンをめぐるトラブルが、当該生徒の学年で生じていた。その都度、対象の生徒には学年の教員より指導が入っているが、各出来事について詳細を知らされていない教員も学年団にいて、情報共有がどこまでなされていたのかは不明である。

第３章　本事案の事実経過

第１節　平成３０年１２月以降（当該生徒が不登校に至る経緯）

当委員会が認定した、平成３０年１２月頃に発生した、当該生徒が在籍する当該部での練習中に起こった事実は、次のとおりである。

同１２月頃の某日、当該生徒が在籍する部活動では、練習のウォーミングアップとして、１０

分間のランニングを行った。このランニングは、当該部に在籍する中学１年生の生徒らが行っていたもので、当該生徒を含む当時の中学１年生の生徒が、体育館の２階を１０分間程度走っていた。このランニングの最中に、いずれも当該部に在籍する中学１年生の男子生徒６名がボールを投げたり、互いに当てあったりするなど、ふざけて走り始めた。なお、ランニング中にふざけていたのは、この６名以外にもいた可能性はあるが、詳細は不明である。

その様子を見ていた当該生徒が、ふざけていた６名に対し、「やめといた方がいいんじゃないの」または「ちゃんと走りや」「ちゃんと走れよ」と注意した。もっとも、当該生徒が、６名に対し小声で控えめに「やめといた方がいいんじゃないの」などと注意したこともあり、当該生徒のこの注意を聴き取っていたのは、数名の部員のみであった。それ以外の部員は、当該生徒はこのような注意をしていなかったと記憶している。なお、当該生徒のこの注意を聴き取っていた数名の部員らの記憶によると、当該生徒の注意の内容は、「ちゃんと走りや」または「ちゃんと走れよ」であった。また、その練習の場に当該部の顧問教諭達は不在であった。

その日の練習終了後、主顧問教諭が、当該部の中学１年生だけを集めてミーティングを行い、「もっと真面目にやれ。誰も注意しなかったのか」という趣旨のことを話した際に、当該生徒は「私は注意しました」と答えた。当該生徒のこの言葉を聞いた４名を含む数名の当該部の中学１年生が、ミーティング終了後に「当該生徒は注意していなかったよなあ」と言っていた。

上記平成３０年１２月某日のランニング中の出来事をきっかけとして、数名が、当該生徒に対し、後述する嫌がらせを行うようになった。

なお、当該生徒に対する数名の嫌がらせは、平成３１年４月頃まで行われており、その内２名による当該生徒に対する嫌がらせは、同時期以後も続いていた。

第２節　令和元年８月以降

１　事象発覚から指導開始までの経緯

令和元年８月２３日に、当該生徒の親権者母より担任（当時）教諭に「部活内で４名の同学年部員生徒よりいじめがある」との電話が入る。担任教諭は「部活内のことなので部活顧問に引き継ぐ」と答え、主顧問教諭にこの件を連絡し、主顧問教諭から親権者母に改めて連絡を入

れた。翌日、主顧問教諭が当該生徒から聴き取りを行い、その後、２名の同学年部員から事情確認を行った。主顧問教諭より当該生徒の親権者母に電話で報告をするが、「急にメンタルが折れるのは他に原因があるのではないか」「彼らに再三注意をしてきて改善が見られてきている」と言われ、親権者母は、主顧問教諭には心情が伝わらないと感じた。なお、主顧問教諭は２名の両保護者にも報告を行っているが、「主顧問教諭から、大丈夫だと言われた」と両保護者は述べている。この時点で本事案は解決したと主顧問教諭はとらえていた可能性がある。

その後、当該生徒の親権者母より再度担任教諭に電話が入る。同年８月３０日の学年主任会議で学年主任により事象が報告され、管理職にも報告が入った。同年８月３１日に当該生徒が文化祭準備に参加した際に担任教諭が詳しい話を聴き、同年９月２日（始業式）より上記４名への指導が開始されることとなった。

２　事象発覚後の当該生徒の主な状況

（１）令和元年９月以降の登校状況

令和元年８月下旬から部活練習の欠席や試合の欠席が当該生徒に生じ始め、同９月以降も欠席が続いた。同９月及び同１０月の出席は、７日であった。（内１０月１日は、別室登校）その他、同９月１０日（火）に校長面談、同１７日（火）に模擬試験（リスニング）受験、同２５日（水）にスクールカウンセラーとの面談、同１０月９日（水）に教科書の持ち帰り、同２５日（金）に模擬試験（リスニング）受験のためにそれぞれ親権者母と登校している。これ以降登校はできていない。

（２）医療機関・相談機関の利用

当該生徒は、令和元年９月３日に近隣の病院で、胃の内視鏡検査を受け、同９月１３日には逆流性食道炎と診断を受ける。同９月１４日に大学心理臨床センターにおいて母子で臨床心理士の面接を受け、同１０月２６日に同センターにて心理検査を受検する。同１１月３０日付の検査所見には、「他者非難や自己主張が少なく、他者の不満や攻撃を直に受け止めて傷つきが大きくなる」との記載があった。

同９月２４日にキッズクリニックを受診し、同１０月１５日に「食道胃逆流症　いじめ

に伴う不定愁訴（反復性腹痛）」の診断書が出る。同１１月１９日頃より、大阪府内の病院に磁気治療（ＴＭＳ）に週２回通院する。現在は通院をやめている。

当該生徒は、令和２年以降も、人目が気になる、自傷のような行為、無気力、涙が出てくる、「死にたい」と書かれたメモが見つかるなど、情緒不安定な様子が続いている。

（３）他施設の利用

令和元年１０月初旬より塾への通塾を週４日、同１０月末よりフリースクールへの通級（特定非営利活動法人）を週５日開始する。また、同１０月下旬より近隣にある同種のクラブ（週３日）に通い始める。ただし、令和２年２月頃にはいずれも通いにくくなった。

同８月８日の三者面談時には、週１回１時間程度で塾に参加することがあるとの報告があったが、フリースクールには全く通えていない様子であった。

（４）友人とのつながり

令和元年の秋から冬にかけて、当該部の部員複数名と体育館を借りて同種競技をするために、行ったことがあった。また、令和２年１月には当該部ではない友人とカラオケに行くなど、学校の友人とのつながりが完全に切れているわけではない。

（５）当該生徒への学校の対応

ア　主な出来事と対応

令和元年９月４日と同７日に文化祭準備に参加（文化祭は欠席）した。その際、担任教諭が教室内で少し話をしている。

同９月１０日は校長面談のために親権者母と登校した。校長から「教育とは注意して諭す」「当該部の女子と男子を分割するのでどうか」と言われ、小さいこととととられていると思ったと当該生徒は語っている。

同１８日に登校した際、部活に参加し、部員の一人が「４名が部活停止になったのが理解できない」と発言しているのを耳にする。この件については親権者母が担任に報告を行った。また、この日、顧問等からの謝罪はなかったとのことである。これ以降、部活には参加していない。

同２５日に母子でスクールカウンセラーの面接を受ける。「今回のいじめ事象について、十分把握していない」旨のカウンセラーの言葉を聞いて、親権者母は次回の面談を断った。

同１０月１日は、学校側の設定した別室への登校を行った。この後、登校した際の休み時間の教員の配置などをいじめ対策委員会等で検討していたが、別室登校はこの日のみで続かなかった。

同９月２６日及び同１０月３日は、体育の授業（体育祭の練習）に参加した。

同１０月６日に、親権者母より、当該生徒が「学校へ行かない。学校が自分にとって安心安全な場ではない。何かあっても守ってもらえない場所だから行かない気持ちが強くなった」と言っているとの連絡がある。なお、この体育祭の練習後の経緯については、詳細を知らされていない教諭もいた。

同１０月１４日、当該生徒が友人と図書館で勉強をした際、友人より、複数の生徒らが、「当該生徒が木曜日だけ来ているのはさぼっている」等と話していたと聞く。親権者母が担任教諭に電話で連絡をし、担任教諭は当該生徒からも電話で話を聞く。彼らを指導する旨約束するが、誰から情報が伝わったか特定できてしまう状況であったため、指導は見送られた。

同１０月２９日には、当該生徒は「奈良学園の先生とは会いたくない」と親権者母に伝えている。その後、教頭が窓口となって学習支援等を行っていくが、やりとりは母を通じて行われており、当該生徒と直接話はできていない（学習保障については後述）。

令和２年６月半ば、保護者会に親権者母が参加する。その後、現担任教諭に「クラス生徒の名前を教えてほしい」という連絡が親権者母よりあり、現担任教諭より座席表を親権者母に送る。

同年８月８日に、学校外で三者面談を実施（現担任教諭、本人、親権者母、途中から前担任教諭も同席）。

令和元年８月３１日に当時の担任が当該生徒から聴き取りをして以降、令和２年８月８日まで、当該生徒と教員が直接やりとりをした時間は限られている。また、スクールカウンセラーとはうまくつながらず、当該生徒に対する関わりを検討する際にスクールカウンセラー

と連携した報告も見られず、当該生徒に対して教育相談的な関わりがどの程度なされていたのか不明である。

イ　学習保障

令和元年９～１０月下旬は、当時の担任教諭がノートのコピーを届けていた（家庭訪問、メール、来校時に手渡し)。クラスメートに頼んでラインで送ってもらったこともあった。親権者母からの要望を受けて送ったこともあったし、自発的に届けたこともあった。その他、授業で必要な連絡（家庭科の生地の色の選択等）や、別室登校時の対応（理科の実験の提案等）についても、担任教諭より連絡が行っていた。模擬試験については自宅で受験できるよう、担任教諭が家庭訪問時に渡したり、郵送したりしていた。英語のリスニングは、母と来校して別途受験した。

同９月下旬より、当該生徒の他校受験の可能性が出てきて、内申書等について学年主任から説明を行った。中間テストについては、親権者母からの要望を受けて、自宅受験を可能とするが、当該生徒は受けることができなかった。

同１０月２５日に、親権者母より、２ヶ月間学習保障がなかったという話が出た。他校受験のため、中学レベルの学習保障の要望があり、また、親権者母より学習保障の内容についての案が提出された。同時に管理職が対応すべきなのではないかという要望があり、対応窓口を担任教諭より教頭に変更することとなった。

同１０月２９日のいじめ対策委員会を経て、中学内容の復習を支援すること、教科担当が都合を見て訪問すること、フリースクールの出席を学校の出席に置き換えること等が決定される。ただし、当該生徒が会うのを拒否するだろうと親権者母から伝えられたこともあり、教科担当の訪問は実現しなかった。

同１１月には、学習課題を教頭が家庭訪問で届けている。提出されたものには各教員が添削を行い、コメントを添えて返却することとした。

同１２月の期末テストは、フリースクールで受験した。テスト範囲は教頭が家庭訪問で届け（ポスト投函)、フリースクールとのテストの受け渡しも教頭が行った。２学期の課題は

令和２年１月２４日に一部（家庭科、音楽、美術）を除いて郵送で提出される。同２月７日に教頭が家庭訪問をし、テストの返却と提出物の返却を行う。ただし、この頃、フリースクールや塾には行きにくい状態となっていた。

同２月半ばになっても、家庭科、音楽、美術の課題については提出できなかった。教頭が別の課題を郵送（体調不良で家庭訪問できず。）し、同４月にも教材（教科書等）および学習課題の送付を行っているが、課題に手が着かないとのことで、返送はないままとなっている。

同７月に、教頭より学習課題の再送と、学習課題とは別に読書用の本を２冊送付する。定期テストは引き続き自宅受験を可とするが受けられていない。

同８月８日、３年時の担任教諭と親権者母と当該生徒が、学校外で三者面談を実施し、２年時の担任教諭も途中から合流した。英数国など副教科も含めた課題を渡すが「やる気が起きない」「塾のサポートが受験対策としては完璧、必要ない」とのことであった。

（６）親権者母への対応

令和元年１０月までは、２年時の担任教諭が毎日のようにメールや電話で連絡を取っている。同１１月に対応窓口を管理職に変更してからは、教頭が頻回に親権者母とメールや電話で連絡を取っている。両者とも家庭訪問も何度か行っている。

親権者母は、学校に様々な問いかけをしている。回答が得られたものもあるが、責任をどこに求めたらよいのかということ、学校の校長訓戒や部活動無期限停止という措置は正しかったのかということ、校長からの以前の説明では次に同じようなことが起これば１ランク上げての指導を行うと聞いたが（当該生徒本人への誹謗中傷があるのに）そのような指導はないのかということ、加害生徒とその保護者は現状をどこまで理解しているのかということ、彼らがしたことを詳細に公表すべきではないかということ等について、明確な回答を得られていない。

（７）関係生徒への対応

令和元年８月２４日に、部活顧問教諭が、２名の男生徒から事情確認を行うが、学校としての指導が始まったのは同９月２日（始業式）からである。生徒指導部の教諭が男生徒の

４名から聴き取りを行い、指導を開始する。上記４名に当該生徒に何をしたのかを記入させ、また、５日までに反省文（保護者のコメント付）の提出を求めた。その後、生徒指導部において「校長訓戒」の特別指導が決定され、同９月１０～１３日に、保護者召還のもと、上記４名に当時の校長より訓戒（特別指導）を行った。

当該生徒と親権者母が措置の内容に納得いかなかったこともあり、いじめ対策委員会において、上記４名の部活動無期限停止が生徒指導部とは別に決定される。同９月１４日に、顧問教諭より、保護者召喚のもと、上記４名に対して部活動無期限停止措置が言い渡される。上記４名は、それまでも顧問教諭の指示で部活には参加していなかった。

いじめ対策委員会では、上記４名には週１回、できれば週２回の定期的な面談と指導を生徒指導部と学年団を中心に行っていくことが決定される。同９月は、概ね決定された頻度での面談が行われるが、同１０月以降は１ヶ月～１ヶ月半に１回のペースとなった。面談内容は日頃の学習や生活面における振り返りを通じて自身の態度に関する内省を促すという形が主であった。

この間、部員の男女２名が男子部員の練習でのかけ声をグループラインで送る（同９月）、部員の男子３名女子１名が「当該生徒はサボっている」と発言する（同１０月）といった出来事があった。他、親権者母より、彼ら彼女らが罪のなすりつけあいをしている等の報告が学校に入る。指導が入ったものもあるが、上記同１０月の出来事については、その情報を伝えた生徒が特定されてしまうという理由から指導はなされていない。

面談指導は、新型コロナウイルス対応の臨時休校で一時中断していたが、令和２年７月４日に現校長より、保護者召還のもと、第三者委員会の発足と部活動停止の継続を伝えた際に、現在思っていることについて書くよう上記４名に課題を与える。その後再び本事案についての振り返りと共に面談指導を再開している。上記４名の生活態度は変わってきていて、本事案に対する反省も進んできているという印象の教師が多い。どこがどのように変わってきたのかに関する記録が曖昧で、しっかり把握できないとの現校長からの指摘があったが、指導記録からはある程度の変化がうかがえる。当委員会の聴き取りにおいて、

他の生徒から現在の彼らの授業態度について特別なことは聞かれなかった。

なお、ここまで上記４名に対するカウンセリングの実施または指導に関するカウンセラーとの連携については言及されていない。

学校の生徒全体に対しては、いじめに関する学習はこれまでも道徳等の授業を通じて行っていた。ただし、本事案に特化した形で話し合いをしたことはなく、当該生徒の不登校についてもクラス等でこの件に特化して話し合ったことはない。加害生徒を特定した話となることを避けたためでもあるが、当該部内では周知の事実となっていた。また、教職員全体にも本事案について具体的な説明はなされておらず、指導についても教職員全体で共有されることはなかったようである。なお、当該校は生徒指導等に関して学年単位で動くことが多く、部活動は顧問の考え方で動く部分が大きかったと推測される。

（８）保護者への対応

令和元年８月２４日、２５日に、顧問教諭が、男子生徒２名の両保護者に本事案の報告をしている。ただし、両保護者は、「大丈夫」と言われたと述べている。

指導開始後の同９月２日に、当時の担任教諭（生徒指導部教諭として）より男子生徒４名の保護者に改めて本事案の報告を行った。

同９月１０～１３日の校長訓戒の際、同９月１４日の部活無期限停止の言い渡しの際に上記４名の保護者を召還していて、家庭での指導をお願いしている。なお、謝罪の場を設けることが検討されたが親権者母が断り、そのような場は設けられなかった。

その他、同９月８日の文化祭への来校の際に、男子生徒２名の保護者と別の担任教諭が面談、同１１月１４日の保護者会への来校の際に、生徒指導部長や学年主任が上記４名の保護者と面談、同１２月２０日の三者懇談期間に、生徒指導部長が１名の男子生徒の父と面談、教頭が別の男子生徒の両親と面談をしている。

令和２年７月４日には、第三者委員会が立ち上がったことを上記４名の保護者も召還して現校長より伝えた。学校は、要所要所で上記４名の保護者と話をする機会はつくっているが、「何があったか（いじめの詳しい内容は）わからなかった。学校で知っている情報があれば

教えてほしかった。学校ではこうしていますと、共有できる部分は知らせてほしかった」「もっと早い段階で何とかならなかったのか。目に余るものがあれば教えてほしい。試合に出してもらえなかったときも連絡がなかった」などの保護者の発言があり、保護者との十分な情報共有ができていなかった可能性がある。

なお、保護者全体に対しては、令和元年１１月１４日の中２保護者会で部活動や生徒名については特定しない形で説明を行った。

（9）当該部への対応

令和元年9月１０日に、当該部のミーティングの中で、顧問教諭より当該生徒が登校できなくなっていることを説明した。この時点では、いじめの内容について詳細な説明はなかったと思われる。その後、同9月１４日の部活および１５日の強化練習会で、男子生徒４名の部活停止について部員に伝達した。伝えられなかった生徒については、通常のミーティングの中で伝達を行った。一部の生徒からの問い合わせに対してはその都度説明を行った。この間、親権者母からは、当該部にいじめ事象の説明をしてほしい、顧問教諭以外の教員からしてほしいという要望が何度か入っていた。

同１０月７日の当該部ミーティングにて、顧問教諭と他１名の教諭、教頭、生徒指導部長より、上記４名は部活に戻らないことを説明した。この時、いじめに気づいた人はいなかったのか、いじめ行為を見たことある人はいなかったのか、手を挙げさせて答えさせた。

当該部部員から個別の聴き取りをしてほしいという親権者母からの要望を受けて、同１０月３１日～１１月初旬に中１～高２の当該部員に学年ごと個別の聞き取りを行った。

嫌がらせと考えられる行為の目撃者がかなり存在したこと、行為を受けた生徒は当該生徒だけではないこと、行為を行った生徒も上記４名だけでないことなどがわかる。

ただし、当委員会の聞き取り調査では、目撃時点で「いじめ」という認識があった生徒はほぼいなかった。

当該部の保護者に対しては、同１１月８日～１５日に顧問教諭より中２～高２の保護者に、学年ごとにいじめ事象の報告を行った。また、同１１月１４日の当該部保護者会で、教頭と

顧問教諭が事象の説明を行った。なお本事案の後、顧問教諭の部活参加時間の増加、ミーティングの増加、顧問や上級生のいない中で下級生だけで練習を行うことの禁止など、活動状況に変化が生じている。ただし部活全体に対していじめに関する指導をどのように行っているかは不明であり、活動の変化が本事案に対する部活としての反省や今後のいじめ防止にどのようにつながっているかについては、検討が必要である。

（１０）学校全体としての取り組み

ア　いじめ対策委員会の開催

令和元年９月４日より令和２年６月まで９回開催され、その後も継続実施をしている。

イ　いじめ防止基本方針の改訂

令和２年改訂時に、「組織対応の流れ」に関して、生徒指導部会の追加、管理職・生徒指導部長への報告だけでなく管理職・生徒指導部長からの確認が追加された。

ウ　いじめ防止等に係わる年間計画

毎年、いじめ防止に係わる研修会やいじめアンケート調査の実施等について年間計画を作成している。

エ　いじめアンケートの回数の増加

令和２年度より年間２回から３回に増加した。ただし、本事案はアンケートでは発見できなかったのであるが、なぜ発見できなかったのかについての検証はなされておらず、アンケートの書式の変更等は行われていない。

オ　人権研修会の実施

令和２年８月に実施した。

カ　教職員対象の研修会

令和２年８月に実施した。

キ　生徒指導委員会の立ち上げの検討

現校長が令和２年７月時点で検討を行っている。

第４章　いじめの認定

第１節　「いじめ」とは（いじめの定義）

いじめ防止対策推進法（以下、「同法」という。）第２条によると、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

つまり、「いじめ」であるか否かは、あくまでいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているか否かという主観によって判断されるという広い定義規定となっている。従前、文部科学省がいじめの調査に関連していじめの定義づけを行っていたが、そこにはいくつかの変遷が認められる。

平成５年以前においては、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の中で、「いじめ」は「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」と定義されていた。

しかし、学校の事実確認の有無はいじめとは無関係である等の批判から、平成６年以降は、「学校としてその事実を確認しているもの」という要件が削除された。さらに、平成１８年には、いじめが必ずしも「自分より弱い者に対して一方的に」行われるとは限らないこと、「強い者」「弱い者」という立場は流動的であること、身体的・心理的な攻撃に限らず物を壊すなどの態様も考えられることから、「いじめ」の定義は「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」に変更された。

そのような変遷を経た後に、上記のとおり、同法第２条として、「いじめ」についてさらに広い定義規定が示されるに至った。これは、同法が、平成２３年１０月１１日に滋賀県大津市でいじ

め自殺事件が発生し、いじめ問題が大きな社会問題となったことを契機に、「社会総がかりでいじめに対峙していくための法律」（平成２５年２月２６日教育再生実行会議第一次提言より）として立法化されたところに由来する。同法には、いじめを防止し、いじめに向き合っていく体制や迅速かつ毅然とした対応等が盛り込まれ、その中でも、いじめの早期発見と、不登校や自死などの重大な結果を防ぐべく、いじめが広く定義されているのである。

したがって、当委員会においても同法の定義に従いいじめの認定を行う。もっとも、上記のように、いじめを広く定義することにより、全く悪意のない行為がいじめとなる場合がありうる。

よって、当委員会によりいじめと認定されたとしても、そのことのみで必ずしも加害生徒等に対する厳しい対応を求めることにはならない。また、当委員会におけるいじめの認定は、当該生徒に対するいじめの有無を認定することが目的であって、いじめの行為者を特定したり、民事･刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的としたりするものではなく、たとえ、当委員会によりいじめと認定されたとしても、民法上の「不法行為」に該当することを意味することにはならない。

第２節　当委員会が認定した当該生徒に対する嫌がらせ事実と「いじめ」該当性の有無

１　当該生徒が拾ったボールは「汚い」と言って触らなかったこと

（１）認定事実

当時、当該部に在籍していた生徒らの陳述の内容等から、当該生徒が、当該部での練習中に拾ったボールを、男子部員の４名が、「汚い」等と言い、触らなかったことについては、事実であると認定する。

（２）「いじめ」該当性

当該生徒が手で拾ったボールが汚いと言ってそのボールに触らないことは、当該生徒自身の手や身体等が汚いと言っていることと同一視できると考えられるが、当該部における練習中に当該生徒の手や身体が汚れていたという事実は確認されておらず、当該生徒が触れることでボールが汚れたという事実は想定しにくい。つまり、上記４名が、当該生徒が拾ったボールが実際には汚れていないにも関わらず、「汚い物」として触らなか

った行為は、当該生徒自身がまるで「汚い物」であるかのように当該生徒を疎外している行為に近いと言わざるを得ない。そして、当該生徒は、上記４名から当該行為をされて心身の苦痛を感じている。よって当該行為は「いじめ」に該当する。

２　練習の組み合わせで、当該生徒と一緒になると文句を言ったこと

（１）認定事実

当時、当該部に在籍していた生徒らの陳述の内容等から、男子部員の４名が、練習の組み合わせで当該生徒と一緒になると文句を言っていたことは、事実であると認定する。ただし、上記４名が、当該生徒に対して直接文句を言っていたのかどうかについては明らかではない。上記４名及び１名が、練習の組み合わせを決めていた当該部の当時の部長生徒に対して文句を言っていたことは事実である。

（２）「いじめ」該当性

当委員会の調査によれば、上記男子部員の４名は、対外試合に出場するメンバーを選出するために当該部内で開催されるランキング戦で上位を占めるなど、実力的には当該生徒より優れていた。

そして、上記４名は、自分よりも実力的に強い生徒と一緒に練習したいという思いがあり、当該生徒と練習の組み合わせが一緒になったときのみならず、自分よりも実力的に弱い生徒と一緒になったときにも同様に文句を言っていた。このことからすると、上記４名は、とりわけ当該生徒を嫌い、疎外して、当該生徒と一緒に練習することについて文句を言っていたものではないと言える。また、およそ一般的にスポーツの練習においては、自身の技術向上のために、あえて自身よりも実力の勝る相手と一緒に練習をすることは往々にして行われていることであり、上記４名が、練習の組み合わせを決めていた当該部の部長生徒に対し、「より強い生徒と一緒に練習をしたい」と要望すること自体は強く非難されるべきことではないと判断する。

しかし、自身の要望をあまりに強く押し通すがゆえに、要望を主張する際の態度や口ぶり等が練習の相手の自尊心を傷つけ、相手が心身の苦痛を感じるほどになってい

る場合には、「いじめ」に該当すると判断する。

この点、当該生徒は、上記４名から当該生徒とは一緒に練習したくないと言われたことによって心身の苦痛を感じている。また、当該生徒の記憶によれば、上記４名のいずれかの者が、当該生徒以外の生徒と練習の組み合わせが決まったときに、当該生徒に対して直接「(練習の組み合わせが) 当該生徒じゃなくてよかった」と言ったことがあり、この事実によっても当該生徒は心身の苦痛を感じている。

これらのことからすると、上記４名が、「当該生徒と一緒に練習したくない」という趣旨の文句を言っていたことが、当該生徒に直接的または間接的に伝わっていたことは、明らかである。そして、当該生徒が上記４名から「当該生徒とは一緒に練習したくない」と言われたことによって心身の苦痛を感じていることから、練習の組み合わせが当該生徒と一緒になった際の上記４名の態度やしぐさ、部長生徒に対し文句を言った際の口ぶりや文句の具体的内容が、当該生徒の自尊心を傷つけ、心身の苦痛を感じる内容のものであった可能性が高い。したがって当該行為は「いじめ」に該当する。

なお、当該部においては、練習の組み合わせを決めるにあたっては、当該部の部長生徒に広い裁量が認められている。しかし、その日の練習内容、個々の生徒の実力レベル、当該部に在籍する生徒の男女比、個々の生徒どうしの関係性等練習の組み合わせを決めるに当たって考慮すべき事情は少なくはなく、その場の状況に応じて適切に判断することは容易ではないことが推察される。よって、当該部において練習の組み合わせの決定を生徒のみに委ねていたことの是非については、再考を要すると考える。

３　当該生徒に対し「死ね」「きもい」「うざい」等と言ったこと

（１）認定事実

当時、当該部に在籍していた生徒らの陳述の内容等から、男子部員の５名が、それぞれ、当該生徒に対し直接または当該生徒のいないところで、頻繁に「うざい」「きもい」「死ね」等と言っていたことは事実である。

なお、上記５名以外にも、当該生徒のいないところで同様の発言をしていた生徒も

いた可能性がある。

また、「うざい」等を当該生徒に言い始めた時期については、平成３０年（当該生徒が中学１年生）の夏頃からである生徒もいる。

（２）「いじめ」該当性

当委員会の調査によれば、当該生徒は、上記５名等それぞれから、頻繁に「うざい」等と言われており、頻繁に「うざい」等という卑下される言葉を言われ続けたことによって、心身の苦痛を感じている。

よって、当該行為は「いじめ」に該当する。

この点、当委員会の聴取の中で上記５名等は複数人が集団になって当該生徒に対し「うざい」等の言葉を言ったものではなく、各人が当該生徒と一対一で向き合う場面や当該生徒との言い争いの喧嘩になった場面で発していることが多いことが判明した。

そして、上記５名等の中には、「当該生徒に対してこれらの言葉を発したのは、当該生徒と一対一で喧嘩をしていたときだから、いじめではなくて、ただの喧嘩である。当該生徒からも『うざい』と言われたことがある」と陳述した生徒がいた。

当該生徒も、「『死ね』『きもい』『うざい』などと言われたときに、自身も言い返したこともあったが、途中からめんどうくさくなって言い返すのをやめた」と陳述している。思うに、前述の「いじめ」の定義に即して判断するならば、「いじめ」に該当する行為とは、集団が一人に対して行うことのみを意味するものではなく、たとえ一対一における場面であったとしても、相手が心身の苦痛を感じるような行為を行えば、それは「いじめ」に該当する。そして、たとえいじめを受けた側が、言い返したり、反撃したりしたとしても、その「いじめ」該当性が阻却されるわけではない。

なお、当委員会が聴取した生徒ら及び教員らの陳述によると、「うざい」等という言葉は、上記５名等のみならず、当該校に在籍する生徒らの間で、頻繁に使用されている可能性が高い。特に、「死ね」という言葉については、本来、暴言として捉えられる場合もあるほど悪質な言葉であるが、生徒らは、本心から「死ね」と思って発している

のではなく、軽い気持ちで（いわゆる「ノリで」）口にしていると考えられる。

しかし、これらの「うざい」等という相手を卑下する言葉は、発言者と相手との関係性、発言のあった場面やそのときの状況、頻度などの事情によっては、相手を容易に深く傷つける言葉であり、本来、特に学校内という教育の現場においては、慎むべきものとして生徒らに対して指導すべきと考える。

４　当該生徒が試合をしているときに「負けろ」と言ったこと

（１）認定事実

当時、当該部に在籍していた生徒らの陳述の内容等から、当該生徒が試合をしているときに、男子部員の４名が、当該生徒に対し「負けろ」またはそれと類するヤジをとばしたこと、及び当該生徒の対戦相手を応援するような言葉を発していたことは事実である。なお、上記４名以外にも、同様の行為をしていた生徒がいた可能性がある。

（２）「いじめ」該当性

ア　当該生徒に対し「負けろ」などのヤジをとばした行為について

この点、当該生徒は、上記４名から試合中に「負けろ」と言われたこと自体は記憶にないが、練習試合のときに当該生徒がミスをした際に、上記４名が喜んでいたことを記憶していた。

ここで、前述の「いじめ」の定義の解釈からすると、当該生徒が「心身の苦痛を感じている」かどうかを認定する際には、行為の対象となった当該生徒の状況や周囲の様子といった客観性も持ち込み認定を行うものとする。

この点、当該生徒は、自身が試合に出場しており応援席にいなかったこともあり、当該行為について記憶しておらず、当該行為時には心身に苦痛を感じてはいなかった。

しかし、当該生徒自身の試合中に、上記４名が応援席から、当該生徒自身に対して「負けろ」と言っているのを耳にしたとしたら、当該生徒が当然に心身の苦痛を感じていただろうことは客観的に明らかである。よって、試合中に上記４名が当該生徒に対し「負けろ」またはそれに類するヤジをとばした行為は「いじめ」に該当する。

イ　当該生徒の対戦相手を応援する行為について

次に、試合中に「当該生徒の対戦相手を応援する行為」のいじめ該当性を検討するならば、対戦相手に対する応援の仕方、口ぶり等が、対戦相手を本心から応援しているとは言い難く、実質的に当該生徒が失点したことを喜んでいることが客観的にも明らかである場合には、いじめに該当すると判断する。

もっとも、この点については、当委員会の調査によっては、上記４名が、具体的にどのような応援の仕方、口ぶりで当該生徒の対戦相手を応援していたのかは判明しなかった。当該生徒自身は、当該生徒が練習試合でミスをした際に上記４名が喜ぶ姿を記憶しているが、上記４名が、当該生徒の対戦相手が得点したことを喜んでいたのか（対戦相手が当該部の生徒であった可能性あり）、当該生徒が失点したことを喜んでいたのかは客観的に明らかであるとはいえない。さらに、当該生徒自身も心身に苦痛を感じているとまではいえない。よって、当該行為は「いじめ」に該当しない。

５　ミーティング中に当該生徒の方を見て笑ったこと

（１）認定事実

当時、当該部に在籍していた生徒らの陳述の内容等から、当該部のミーティング中に、男子部員の３名が、当該生徒の方を見て笑っていたことは事実である。なお、当該行為を行っていたのは、上記３名以外にもいた可能性があるが、明らかな事実として認定はできなかった。

（２）「いじめ」該当性

この点、当該生徒は、上記３名及びその他の者から、当該行為をされたことについて、「そう言われれば、そんなこともあったかもしれない」と陳述しており、当該行為についてはっきりとは記憶しておらず、当該行為時には心身に苦痛を感じていなかった。

しかし、前述の「いじめ」の定義の解釈から、当該生徒が「心身の苦痛を感じている」のかどうかを確認する際には、行為の対象となった当該生徒の状況や周囲の様子といった客観性も持ち込み認定を行うものとする。

そして、当該部員が集合して行うミーティングの最中に、特定の者だけを見て笑うという行為は、その特定の者を嘲り笑うなど、行為時の客観的状況からその特定の者が心身に苦痛を感じるような行為であると認められる場合には「いじめ」に該当するが、そうでない場合には「いじめ」には該当しないと考える。もっとも、この点については、当委員会の調査によっては、上記３名及びその他の者が、具体的にどのような態様で当該生徒の方を見て笑ったのか、行為時の客観的状況が判明しなかった。よって、当該行為については「いじめ」に該当すると直ちに判断することはできない。

6　ランニング中に故意に当該生徒の前を遅く走ること

（１）認定事実

当時、当該部に在籍していた生徒らの陳述の内容等から、当該部の練習中に部員らがランニングをしている際に、男子部員の２名が、当該生徒の前をわざと遅く走る行為をしたことは事実である。

（２）「いじめ」該当性

この点、当該生徒は、上記２名から当該行為をされたことについて「気のせいだと思っていた」と陳述しており、当該行為時には心身に苦痛を感じていなかった。

しかし、前述の「いじめ」の定義の解釈から、当該生徒が「心身の苦痛を感じている」のかどうかを確認する際には、行為の対象となった当該生徒の状況や周囲の様子といった客観性も持ち込み認定を行うものとする。

そして、ランニングしている者の走行を妨げて練習を邪魔する意図（嫌がらせ）で、わざとランニングをしている者の前を遅く走っていることが、その行為の態様やその場の客観的状況から明らかであれば、そのランニングをしている者の心身に苦痛を感じさせる行為といえるので、「いじめ」に該当するが、そうでない場合には「いじめ」に該当しないと考える。

もっとも、この点については、当委員会の調査によっては、上記２名が、どのような態様で当該生徒の前をゆっくり走ったのか、行為の客観的状況が判明しなかった。よ

って、当該行為については「いじめ」に該当すると直ちに判断することはできない。

7　当該生徒にわざとボールを当てること

（1）認定事実

当時、当該部に在籍していた生徒らの陳述の内容等から、練習と練習の合間時間（休憩時間）やランニング中に、男子部員の３名が、当該生徒の背後からわざとボールを当てていたことは事実である。また男子部員の２名が、ラリー中に合図をして当該生徒にボールをわざと当てる行為についても事実である。

（2）「いじめ」該当性

当該生徒は、練習と練習の合間の休憩時間、ランニング中及びラリー中に、当該生徒を狙ってわざとボールを当てられる行為により、当該部に所属しない同級生に対しても「クラブの男子がうっとうしい。ボールを投げられる」と訴えるほどに心身の苦痛を感じている。よって当該行為は「いじめ」に該当する。

なお、当該生徒に限らず、「ふざけてボールを当てられたことがある。遊び的な感じで」「お互いにボールを当ててふざけあっていた」と陳述した生徒らがいたことから、生徒らの間では、相手にボールを当てることは、嫌がらせとしてではなく単なる遊びの域を出ない感覚で行っていた可能性が高い。

よって、相手に対する当該行為が、「遊び」なのか「嫌がらせ」なのか、さらにそれが「いじめ」にまで該当する行為となるのかについては、その行為を受けた者の主観面（気持ち）を重視する必要があること、つまり「相手の気持ちを思いやる」必要があるということを、今一度、生徒らに再認識させる必要があると考える。

8　当該生徒が拾ったボールを足で踏みつぶしたこと

（1）認定事実

当時、当該部に在籍していた生徒らの陳述の内容等から、男子部員が、当該生徒が拾ったボールを踏みつぶしたことは事実である。

（2）「いじめ」該当性

当該生徒は、自身が拾ったボールを相手から踏みつぶされたことによって、心身の苦痛を感じている。よって、当該行為は「いじめ」に該当する。

なお、当該部においては、破損するなどした使用済みの古いボールは、廃棄する際のゴミの嵩を少なくするために踏みつぶしてから廃棄していたこともあり、ボールを踏みつぶす行為自体は当該生徒のみに向けられた嫌がらせ行為とは言えない。

しかし、当該生徒が拾ったボールを当該生徒の面前で踏みつぶす行為は、当該生徒が触れた物を踏みつけて廃棄する行為であるところ、前述のとおり日頃から「うざい」等と言われていた相手から当該行為をされた場合、当該生徒からすれば、自身が疎外されていると感じ、その結果心身に苦痛を感じたとしても決して不自然ではない。よって、当該行為は「いじめ」に該当する。

第５章　考　察

第１節　心理学的・精神医学的視点および動物行動学的視点から

加害者が男子生徒、被害者は女子生徒である本事案の背景を心理学的・精神医学的視点や、動物行動学の研究から考察する。一般にヒトを含む社会性霊長類の場合に順位が形成されやすい。特にオス個体群の方がメス個体群より強い順位制が形成される傾向が認められる。ヒトの場合も例外ではないと言われている。本事案は、運動部という比較的狭い生活空間で起こっている問題だが、当該部では全員に試合で競合させて順位を決めるというランキング戦が常態化しており、順位を決めるという制度があった。そして順位の高い者と低い者の間には単なる運動技能の高さの差だけでない格差が生じて居たと考えられる。つまり当該部では、順位の高い者は当該部内で自己中心的な行動をしても順位の低い者は我慢するという風潮があった可能性がある。

そして女子生徒はしぶしぶながらその風潮に従うという構造があったのかもしれない。この男女の行動差は前述した動物行動学の研究にも認められる。一般に霊長類の社会ではオス個体間では順位が一旦決まってしまうと序列を乱す行動は生じにくい。つまりは縦並びの関係が固定される。しかしながらメス個体間では明確な順位は形成されにくく、順位を巡っての争いも少ない。言わば横並びの関係になることが多い。もちろん他の霊長類とは違ってヒトの場合は理性的な行

動が出来るはずで順位は単なる符号に過ぎず、これと権力とは関係が無いと考えられるべきであるが、本事案のような運動技能が重視される体育会系クラブでは順位制がいじめの問題行動の原因になっていることが多いと考えられる。

本事案を考えるとき、自己中心的な行動をしても咎められることの無かった順位の高い加害男子生徒たちが、順位の低い被害女子生徒によって、自己中心的な行動を指摘されることで、順位制を脅かされたと感じて起こしたいじめ事件であったと考えることも出来る。

以上、本事案が生じた原因に関する背景について考察を述べたが、以上の考察については今後本事案のようないじめ問題を考えるための一助となることを願う。

第２節　本件における学校の対応について

１　早期発見、早期介入の原則が守られていなかったこと

本事案の一連のいじめ行為の発端となる事象が起こったのは、当該生徒が中学１年生の１２月頃であるが、学校側がこの一連のいじめ行為を察知したのは、その８か月後であった。

本事案がいじめの重大事態に至った背景に、いじめ行為の早期発見が叶わなかったことがあげられると考える。

いじめ事象は雪崩現象に似ており、ある時点まではゆっくり進むが、ある時点を越えると勢いを増し、制御不可能となることを多くのいじめ事象が示していることは、教育関係者なら知っている必要がある。いじめ事象は早期発見が原則であることは論を待たない。そして、その役割を担うのは教師しかない。教師は常に、生徒個々の日頃の様子や、生徒間の人間関係などにアンテナを伸ばして観察していく義務があると当委員会は考える。本事案についてみれば、一連のいじめ行為は、部活動中の教師不在の場面で起こっていた事象が多かったことからも、教師による観察及び指導が行き届いていなかった点に問題があったと考える。

次に、早期介入という点では、令和元年８月２３日に、親権者母から担任（当時）教諭に「部活内で４名の男子生徒よりいじめがある」との一報があった後、学校が、後述する「学校内の各部門の連携がうまくとれていなかったこと」を原因として、当該生徒及び加害生徒らに対する有効な介入が迅速になされなかった点も、本事案がいじめの重大事態に至った背景にあると

考える。なお、本事案の深刻な点は、当該生徒がすでにいじめの現場である学校から離れて１年以上経過しているのに、心身の不調が継続していて改善傾向を示していないことである。

多くの心的トラウマ事象は数か月が経過し、原因となる状況から離れることでゆっくり改善傾向を示すことが多い。しかし中には５０年以上に渡り症状が継続した例も知られている。従って、症状を長期化させないためにも学校側の早期発見、早期介入は重要だといえる。

２　学校内の各部門の連携がうまくとれたとは言い難い状況にあったこと

次に、当該生徒の当時の担任が、令和元年８月２３日に、親権者母から本事案について報告を受けた後、同９月４日に「いじめ対策委員会」が設置されるまでの間の学校の対応に問題があったと考える。

学年の教師集団の動きと部活動などの課外活動との連携を考えることが必要ではないか。部活動で起こった問題を解決するために、顧問に遠慮される必要は無いと考える。教員間にあるであろう「他の領域を侵食することのタブー」は、打ち破られなければ、真の解決は図られないのではないか。結局、相互に干渉することへの懸念が、問題の早期発見、早期対応を遅らせる結果を招いてしまっている。結果としては、「指導の放棄」に繋がっているのではないか。学年担当教員、とりわけ担任や副担任が、いじめられた子どもの無念さを救ってやれなかったことに、もっと真摯に向き合うべきではないかと考える。

３　いじめられた当該生徒の心情に寄り添う指導が出来ていなかったこと

令和元年８月３１日に、担任教諭が当該生徒から本事案に関わる一連のいじめ行為について聴き取りをして以降、令和２年８月８日まで、当該生徒と教員が直接やり取りした時間は限られている。当委員会としては、学校の担任をはじめとする大人の関わり方は大切であり、関わりの事実が見られないことは、担当者にとって猛省すべきことと考えている。

当該生徒（「いじめられた子ども」）の心情に寄り添った指導ができていたのかどうか、真摯に総括するべきだろう。当該生徒に寄り添い、当該生徒の心の叫びに耳を傾けることが出来ていたのか、じっと考えてみて欲しい。

また、学校の取った手立てとして、「カウンセラーに繋ごうとした」ようであるが、その顛

末を聴けば、カウンセリング関係の成立が難しかったように思われる。当該生徒と親権者母は、スクールカウンセラーの面接に臨んだが、スクールカウンセラーとはうまく繋がらなかった。さらに、学校の対応としても、当該生徒に対する関わり方を検討する際に、スクールカウンセラーと連携した報告も見られない。

これでは、心の痛みを聴いてもらおうとして面接に臨んだ当該生徒と親権者母の期待に応えるものとはならなかったのではないだろうか。

結果として、いじめられた子どもの心情に寄り添う関わりが出来ていなかったのではないか。気の毒としか言いようがない事態を招いており、その始末も出来ていないことに、関係者には深い総括が望まれる。

4　いじめに関する指導が不十分であったこと

生徒達からの聴取の中で、生徒達の多くが、「うざい」「きもい」「死ね」などと言うことがいじめに該当することを認知していなかったことが判明した。

学校は、生徒達に対し、どのような行為がいじめ行為にあたるのか、なぜいじめをしてはいけないのか、いじめをなくすためにはどうしたらよいのか、などについて、日頃からきめ細やかに教育及び指導をし続ける必要があると考える。

当該校では、定期的に「いじめについてのアンケート」を行っていたが、本事案の一連のいじめ行為については、このアンケートには記載がなく、学校は早期に察知することができなかった。この点で、生徒達が、どのような行為がいじめに該当するのかを具体的に理解していなければ、アンケートに記載することはできない。

さらに、当委員会の調査によれば、アンケートに正直に記載することによって、いわゆる「先生にチクった」ということになり、記載者が報復されるのではないかという危惧を抱いてた生徒もいたようである。

学校は、いじめについての教育及び指導を行う際には、いじめアンケートに記載することは、なんら咎められることではなく、いじめられている生徒を救うためにぜひとも必要なことであること、及びいじめアンケートに記載されたことを持って、記載した者を特定したり復讐し

たりしてはいけないことを、しっかり伝える必要がある。

いじめ事象の場合、必ず「いじめた子ども」「いじめられた子ども」が存在する。ともすれば、「いじめられた子ども」の無念が晴らせずに、最悪の事態（自死）を招いた事例が全国各地で数多く繰り返されている。本事案の場合も、「いじめた子ども」が自分たちの行った行為に対して、重大なことがらであることを認識していないようにも取れる場面がある。これでは、「いじめられた子ども」の無念は、晴らせられるどころか、最悪の事態を招きかねない危険な要素をはらんでいたとも言える。

以上のことを考えるならば、残念なことであるが、当該校において、いじめに対する有効な指導が出来ていなかったと指摘せざるを得ない。

第６章　おわりに　～いじめ再発防止のための提言～

教職員の皆さんへ

この間、「いじめ重大事態に関する第三者調査委員会」として、当事者（いじめ被害に遭った当該生徒ならびにその保護者、いじめの加害生徒ならびにその保護者）だけでなく、周りの子どもたちや、教職員の方々への聴き取りをさせていただきました。

その中で特筆したい気持ちを込めて、先ず教職員の皆さんに提言申し上げます。

この「いじめ事件」なるものの解決が出来ないことは、先生方の「教師力量が問われている」こととして、真摯に受け取っていただきたいと思います。

生徒たちは、教職員の皆さんの指導を心待ちにしていると思います。ここで申し上げている「生徒」とは、いじめ被害者の当該生徒のみならず、いじめ加害者と言われている子どもたちを含めて、当該校の生徒たち全員を指すものであることは、ご理解くださることだと思います。

いじめ被害に遭った当該生徒の聴き取りをした時、当該生徒の胸の内から湧き上がる思いは、先生方への期待であったはずです。ところが、当該生徒にとっては、接する先生方には、はっきり申し上げて、その期待が裏切られた「失望感」で一杯ではなかったかと思っています。

当該生徒にとって、もっと先生は「自分のことを分かってくれて、解決への力強い歩みがある」と思っていたことでしょう。当該生徒の言葉にありますが、「奈良学園のどの先生とも会いたくな

い」と思い詰めていることを考えていただけるなら、当該生徒の辛さにどれだけの教職員の方々が心を開かれ、胸を開かれただろうかと思っています。

今、いじめの対象とされてしまった当該生徒の歩みを考えて欲しいと思っています。入学時には、大きな希望を持って入学したはずです。部活動に「当該部」を選び、上手になろうと、一生懸命に練習もしていました。ところが、一部の男子生徒が、当該生徒に対してふざけ半分で「うざい」「きもい」「死ね」等の言葉を浴びせかけたことが、一度や二度だけではありませんでした。

当該生徒は、真面目に一生懸命にやろうとしていました。ところが、本人の真面目にやろうとしていたことが、受け入れられていないのではないでしょうか。

奈良学園中学校の教職員の皆さんにお願いをします。今回の「いじめ事件」は、「第三者調査委員会の手を借りなければ解決できないもの」ではありません。先生方こそが、子どもに寄り添い、子どもの心を開き、子どもと歩む姿勢を持たれたら、解決するに何ら難しいものではありません。

また、そうするべきものではないでしょうか。今からでも遅くはありません。「部活動の顧問」「学年担当教員」という括りを外して、子どもたちのために、協力協働することはないだろうか、良く検討していただければと思います。そのことは、今であっても、すべきことだと思います。そして、そうした指導を受けられずにいた当該生徒の無念さに、教職員の皆さんはどう向き合うべきなのか、考えて頂ければと思います。

その上で、再び「いじめ」が起こることのない学校創りに邁進して頂ければと思います。第三者調査委員会として、口幅ったいことを申し上げていることをお許し願いたいのですが、もっと子どもに寄り添ってあげて欲しいと思います。学校に来るのが辛い子どもがいたら、その辛さに先ず共感してあげて欲しいのです。それが、いじめの早期発見、早期対応につながるかと思います。加えて、いじめ行為に走っている子どもに対して、いかなる指導が有効な手立てとなるものなのか、考えて頂ければと思います。もっと、いじめられた当該生徒の思いに、真摯に向き合って頂けたらと思います。これらは、何も難しいことではありません。日常的に子

どもと共に歩んでおられる先生方なら、自明のことだろうと思います。そして、全ての奈良学園中学校の子どもたちに、いじめ事象と真摯に向き合うように指導して欲しいと願います。そうすれば、子どもたちは必ず変わってくるものだと思います。

私たちの教職員の皆さんへの提言は、歴史と伝統を誇る奈良学園中学校のあるべき姿ではないかと思っています。ぜひともご一考くださいますことを切にお願い致します。

保護者の皆さんへ

この間、保護者の皆さんには、大変なご心配をおかけしたことだと思います。今、お子様は、思春期真っただ中におられます。ちょっとしたことにも敏感です。いじめられたことを他の人たちに言う事も出来ないで、自分の胸の中にしまっている子どもがいるかもしれません。

そのような時に、いつでもどこでも、子どもたちを支えてくださるのは、保護者の皆さんに他なりません。ぜひとも子どもたちが何でも話せる雰囲気を作ってやって欲しいと思っています。

いじめられて命を落とすことは、他人ごとではありません。ガラス細工の器のように、壊れやすい場合があるかもしれません。その子が、保護者やご家族の方々の支えを受けて、生きる展望を獲得されてきます。そうなれば、もう大丈夫だと思います。子どもの中に逞しく生きる力が備わってきます。いじめられている子どもの心情を読み取れる人間的優しさを持った子どもに成長すると思います。どうぞあなたのお子さんを手離さないようにいつでも見守ってあげてください。

生徒の皆さんへ

もう心配することはありません。あなた方を大勢の人たちが見守ってくれています。あなた方の生きる力を支えてくださる先生方や、保護者やお家の人々、親しいお友達、皆さんがあなた方の応援団です。いじめられて嫌な時は、嫌だとはっきりと言いましょう。また、周りの人たちは、その時、大きな支えになってくださることだと思います。

いじめに関わっている人に伝えます。あなた方自身は、「いじめ」とも思っていなかったかもしれません。しかし、あなた方の心無い「誹謗」や「中傷」で、深く傷ついてしまった生

徒がいることは事実です。私たち第三者調査委員会は、この間、たくさんの人たちに聴き取りをして、いじめに関わっている人、あなた方の行為が「いじめ」であると断定しました。もし、あなた方の行為の至らなさに気が付いたとしたら、今からでも遅くはありません。勇気をもって、どうすれば「いじめ行為」への反省がなされるか、考えてみてください。そうすれば、誰もがもう二度と「いじめる側の人」にならないことでしょう。そして、皆さんで力を合わせて、素晴らしい奈良学園中学校をつくることが出来ると思います。力を合わせて頑張りましょう。

令和３年３月　　奈良学園中学校「いじめ重大事態に関する第三者調査委員会」